

愛知県地震防災推進条例

が制定されました。

条例の目的

本県は、東海地震を始め、東南海地震によっても大きな被害を受けることが予想されており、しかも、両地震の併発、すなわち、同時発生又は時間差発生も懸念されています。また、過去には、濃尾地震や三河地震など、内陸型地震によっても大きな被害を受けています。

大規模災害の発生時には、行政のみでの対応には限界があることから、家屋の倒壊や同時多発火災の現場から人々の救出や避難を行うには、住民相互や自主防災組織、事業所の防災組織などによる地域の助け合いが非常に大切です。

このためには、特に、防災活動の最小単位である家庭や自主防災組織、事業所等において、地震防災活動がしっかりと根付くことが必要であることから、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、互いに助け合い、協働して地震災害に対処する防災協働社会の形成を推進することを目的として、この条例を制定しました。

県の責務や役割

- 平成14年11月に策定した、「あいち地震対策アクションプラン」に基づき、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 市町村、自主防災組織、防災ボランティアその他防災関係機関と連携して、地震防災対策の推進に取り組みます。

県民、事業者等のみなさんの責務や役割

◇県民のみなさん

- 一人ひとりが“自分の身は自分で守る” “自分たちの地域は自分たちで守る”自覚を持ち、日頃から、地震防災に関する知識の習得に努めるなど、災害に対する備えを心掛けましょう。
- 日頃から、建築物その他の工作物の耐震性の確保、家具の転倒防止、出火の防止、初期消火に必要な用具の準備、食料、飲料水、医薬品等の備蓄、避難地（避難場所及び避難所）の位置、避難経路・避難方法、災害時における家族間の連絡方法の確認などに努めましょう。
- 地域の地震防災活動を円滑に行うため、自主防災組織が行う防災訓練その他の活動に積極的に参加するとともに、地震発生時等においては、地域の地震防災活動に参加するなど、互いに協力し、助け合いましょう。



◇事業者のみなさん

- 事業活動に関して地震災害の発生を防止するため、日頃から、次のような対策を講じておきましょう。
 - 事業所における地震防災活動の責任者を定めるとともに、防災組織を整備しましょう。
 - 事業所の防災計画を作成するなどにより、東海地震の警戒宣言発令時や地震発生時において従業員がとるべき行動を明確にするとともに、従業員を防災訓練、防災研修等に積極的に参加させましょう。
 - 事業所の建築物やプラントなど、事業の用に供する建築物その他の工作物の耐震性を確保しましょう。
 - 初期消火及び負傷者等の救出救護のための資機材を整備するとともに、食料、飲料水等を備蓄しましょう。
- 事業所のある地域の地震災害を軽減するため、地元の自主防災組織が行う活動に協力するなど、地域の地震防災活動に協力するよう努めましょう。

◇自主防災組織

- “自分たちの地域は自分たちで守る”自覚のもと、多くの住民が積極的にその活動に参加することによって組織の充実に努めるとともに、地域の住民の安全を確保するため、日頃から次のような対策を講じておきましょう。
 - 地震防災に関する知識を地域の住民に普及させましょう。
 - 地震災害に関する地域の危険度、災害危険箇所、避難地の位置等の地域の状況を把握し、地域の住民に周知させましょう。
 - 地域の防災訓練を実施しましょう。
 - 初期消火、負傷者等の救出救護その他の地震防災用の資機材を整備し、点検しましょう。
- 東海地震の警戒宣言発令時や地震発生時においては、情報の収集・伝達、住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給食・給水、災害危険箇所の巡回その他の地域における地震防災活動を行うよう努めましょう。



◇地震防災活動を行うボランティアのみなさん

- 地震防災活動を行うボランティアのみなさんは、県及び市町村等と連携して活動を行うことにより、地震防災活動が効果的に行われるよう努めましょう。

あいち地震防災の日

県民、事業者及び自主防災組織のみなさんの地震防災に関する理解を深めるとともに、地震防災活動の一層の充実を図るため、毎年11月第2日曜日を「あいち地震防災の日」としました。

◇家庭では

家具の固定の状況、食料、飲料水、医薬品等の備蓄物資やブロック塀、防災用具の点検、避難地の位置及び避難経路、災害時における家族間の連絡方法の確認などを実施しましょう。

◇自主防災組織では

保有する地震防災のための施設及び資機材の点検及び操作方法等の確認を行うとともに、地域内における啓発活動などを実施しましょう。

◇事業所では

事業所における防災組織の整備の状況及び従業員の防災訓練・研修等への参加の状況の確認、事業の用に供する建築物等の耐震性等の点検、保有する地震防災のための施設及び資機材の点検及び操作方法等の確認などを行いましょう。

地震に強いまちづくりの推進のために

◇建築物の所有者のみなさん

所有する建築物が地震により倒壊したり、建築物の屋根ふき材、外装材等が落下することなどにより、歩行者等に危害を及ぼしたり、避難行動や緊急物資の輸送を阻害することがないよう、必要な耐震診断を行い、その診断結果に応じ、耐震改修を行うようにしましょう。



◇ブロック塀、石塀、れんが塀等の所有者のみなさん

所有するブロック塀等が地震により倒壊することなどにより、歩行者等に危害を及ぼしたり、避難行動や緊急物資の輸送を阻害することがないよう、定期的に点検し、耐震性を確保したり、生け垣へ転換するなどにより、地震に対する安全性の確保に努めましょう。

◇広告板、広告塔、装飾塔その他の屋外設置物の設置者のみなさん

設置物が地震により落下したり、転倒したりすることなどにより、歩行者等に危害を及ぼしたり、避難や緊急物資等の輸送を阻害することがないよう、設置する際にその耐震性を確保するとともに、設置後も定期的に点検するなど、耐震性を維持するよう努めましょう。

◇自動販売機の設置者のみなさん

地震により自動販売機が転倒することにより、歩行者等に危害を及ぼしたり、避難や緊急物資等の輸送を阻害することがないよう、設置する際に耐震性を確保するとともに、設置後も定期的に点検するなど、地震発生時における転倒防止に努めましょう。

そのほか、県民のみなさんに守っていただきたいこと

◇避難地では

地域の避難地には、地元の住民だけでなく、交通機関が停止することなどにより、会社や学校、買い物先等から帰宅できなくなったり、旅行途中で鉄道やバスから下車した方々も避難します。地元のみなさんは、これらの方々を暖かく迎え入れ、互いに助け合い、協力して、自主的に避難地の共同生活を営んでください。

◇道路では

東海地震の警戒宣言発令時や地震発生時においては、災害対策基本法、道路交通法その他の法令の規定に基づき、公安委員会や警察官が、車両の通行禁止やその他の交通規制を実施します。

これは、救急患者の搬送、緊急物資の輸送等のための緊急通行車両や高齢者、障害者、傷病者等、自動車でなければ避難できない方々の通行を確保するために実施するものです。

しかし、交通規制は、通行の確保が必要なすべての道路で実施することはできません。このため、県民のみなさんは、交通規制を遵守することはもちろんのこと、交通規制が行われていない道路においても、緊急通行車両等の通行のため、そして、なによりもご自分の安全のため、できるだけ車両の使用を自粛してください。

◇避難勧告などがあったときは

東海地震の警戒宣言が発令されたときや災害の発生が目前に迫っているとき、市町村長等は、災害対策基本法その他の法令の規定に基づき、避難勧告又は避難指示を行います。住民のみなさんは、これらの避難勧告や避難指示、その他の地震災害に関する情報に注意し、早めに避難するよう努めましょう。

なお、津波は、地震の発生直後に襲来することもあるが、地震の発生からかなりの時間がたってから襲来することもあります。最初の津波よりも、後から来る津波の方が大きいこともあります。過去の地震でも、最初の津波が来たあと、家へ荷物を取りに戻って、次の津波に巻き込まれ、亡くなつた方もおられます。

また、東海地震と東南海地震は、時間をおいて連続して発生する可能性があると、地震の研究者の間でいわれています。また、大地震の発生後は、大きな揺れを伴う余震が繰り返し発生します。

津波や、連続して発生する可能性のある大規模地震、余震等から自分の身を守るため、地震災害の情報に注意し、避難勧告や避難指示の解除が行われるまで、避難を続けるよう努めましょう。

◇自宅等が被災したときは

市町村では、地震により被害を受けた建物や宅地が、余震等により倒壊や崩壊することで新たに災害が生じることを防止するため、危険度判定を実施します。

危険度判定の実施のためには、市町村が派遣する危険度判定士が建物や宅地内に入ることが必要となる場合がありますので、建物等の所有者や管理者のみなさんは、危険度判定の実施にご協力ください。

また、判定結果に応じて、避難や応急補強等を行うなど、適切な対応を取るようお願いします。

なお、市町村が派遣する危険度判定士は、常に身分証明書を携行し、みなさんの求めがあればこれを提示しなければならないことになっています。

非常持ち出し品 重さの目安／男性で15kg、女性で10kg

安全対策



- 防災ずきんや帽子
- 常備薬の予備
- 救急医薬品
- 底の厚い靴

衣類関係



- 衣類・下着
- 寝袋
- 雨具
- タオル・毛布

食料関係



- 水／1人1日3リットルが目安
 - 鍋や水筒
 - 乾パンやクラッカー、缶詰
 - ナイフ、缶切り
 - レトルト食品
 - 粉ミルク・ほ乳びん
- ※赤ちゃんがいる場合

貴重品



- 現金（小銭も）
- 預金通帳や有価証券などの権利証書
- 印鑑
- 連絡カードや身分を証明するもの

日用品



- 卓上コンロ
- ロープ
- 使い捨てカイロ
- 携帯ラジオ
- 予備の電池
- 筆記用具
- 懐中電灯
- 包装用ラップ
- 大きなゴミ袋
- マッチやライター
- 生理用品
- ティッシュ・ウェットティッシュ
- 防水シート
- 軍手
- 防塵マスク

愛知県地震防災推進条例

平成16年3月26日公布 愛知県条例第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るために、地震防災に関し、県、県民、事業者等の責務及び市町村の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めること等により、県、市町村、県民、事業者等が一体となって地震防災に取り組む防災協働社会の形成を推進し、もってすべての県民が安心して暮らすことができる地震災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び地震災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 東海地震に係る警戒宣言 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

(県の責務)

第3条 県は、地震防災に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、自主防災組織、ボランティアその他地震防災に係る関係機関と連携して、地震防災に関する施策の推進に取り組むものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織、ボランティアその他地震防災に係る関係機関と連携して、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するための施策の推進に努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、地震が発生したとき及び地震津波が襲来したとき並びに東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき（以下「地震発生時等」という。）に備え、地震防災に関する知識の習得に努めるとともに、自己の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性の確保
 - (2) 家具の転倒防止
 - (3) 出火の防止
 - (4) 初期消火に必要な用具の準備
 - (5) 食料、飲料水及び医薬品の確保
 - (6) 避難場所及び避難所（以下「避難地」という。）の位置、避難の経路及び方法並びに家族間の連絡方法の確認
 - (7) その他地震発生時等に備え、自己の安全を確保するため必要となる事項
- 2 県民は、地域の地震防災の活動を円滑に行うため、自主防災組織が行う防災訓練その他の活動に積極的に参加するとともに、地震発生時等においては、地域の地震防災の活動に参加する等相互に協力し、助け合うよう努めなければならない。
 - 3 県民は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、地震発生時等に備え、その事業活動に関して地震災害の発生を防止するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 地震防災の活動の責任者を定め、その他地震防災の活動に関する組織を整備すること。
- (2) 地震発生時等の地震防災の活動において従業員がとるべき行動を明確にし、及び従業員を防災訓練、地震防災に関する研修等に積極的に参加させること。

- (3) 事業の用に供する建築物その他の工作物の耐震性を確保すること。
 - (4) 初期消火及び負傷者等の救出救護のための資材及び機材を整備し、並びに食料及び飲料水を備蓄すること。
- 2 事業者は、その事業所が存する地域の自主防災組織が行う活動に協力する等地域の地震防災の活動に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

(自主防災組織の責務)

- 第7条** 自主防災組織は、地震発生時等に備え、多くの住民の積極的な参加による組織の充実に努めるとともに、地域の住民の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。
- (1) 地震防災に関する知識を地域の住民に普及させること。
 - (2) 地震災害に関する地域の危険度、災害危険箇所、避難地の位置等の地域の状況を把握し、地域の住民に周知させること。
 - (3) 防災訓練を実施すること。
 - (4) 初期消火、負傷者等の救出救護その他の地震防災用の資材及び機材を整備し、及び点検すること。
- 2 自主防災組織は、地震発生時等においては、情報の収集及び伝達、住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給食及び給水、災害危険箇所の巡回その他の地域における地震防災の活動を行うよう努めなければならない。
- 3 自主防災組織は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

(ボランティアによる活動)

- 第8条** 地震防災の活動を行うボランティアは、県及び市町村と連携して活動を行うことにより、地震防災の活動が効果的に行われるよう努めなければならない。

第2章 行動計画

(行動計画)

- 第9条** 知事は、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災の施策の実施に関する総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。
- 2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 地震防災に関する施策に係る目標
 - (2) 地震防災に関する施策の内容
 - (3) 前二号に定めるもののほか、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 知事は、行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前項の規定は、行動計画の変更について準用する。

第3章 地震防災に関する啓発活動等

(地震防災に関する知識の普及等)

- 第10条** 県は、県民が地震発生時等に備え、適切な対策を講ずることができるようするため、市町村、自主防災組織、ボランティア等と連携して、地震防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(地震防災に関する教育の実施)

- 第11条** 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）においては、生徒、児童及び幼児が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震発生時等において自己の安全を確保するための適切な対応ができるようにするため、地震防災に関する教育の実施に努めなければならない。

(防災訓練の実施)

- 第12条** 県は、市町村、県民、事業者、自主防災組織その他地震防災に係る関係機関と連携して、積極的に防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(あいち地震防災の日)

- 第13条** 県民、事業者及び自主防災組織の地震防災に関する理解を深めるとともに、県民、事業者及び自主防災組織による地震発生時等に備えた地震防災の活動の一層の充実を図るため、あいち地震防災の日を設ける。

- 2 あいち地震防災の日は、知事が定める。
- 3 あいち地震防災の日には、県民、事業者及び自主防災組織は、第5条第1項各号に掲げる事項について講じた対策又は第6条第1項各号若しくは第7条第1項各号に掲げる措置の状況を点検し、及びその一層の充実を図るよう努めるものとする。

(人材の育成)

第14条 県は、自主防災組織及びボランティアによる地震防災の活動が効果的に行われるようするため、市町村等と連携して、防災リーダー（自主防災組織による地震防災の活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織等の中で中心的役割を担う者をいう。）及び防災ボランティアコーディネーター（ボランティアによる地震防災の活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。）の育成に努めるものとする。

第4章 地震に強いまちづくり

(地震に強いまちづくりの推進)

第15条 県は、市町村その他関係行政機関と連携して、道路、公園、河川、港湾等の都市基盤施設の整備、市街地の面的な整備、公共施設の耐震化及び不燃化、地震防災に配慮した土地利用への誘導等を通じて、地震に強いまちづくりを推進するものとする。

(建築物の耐震性の確保)

第16条 建築物の所有者は、当該建築物が地震により倒壊すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資等の輸送を阻害するがないようにするため、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その診断結果に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(屋外工作物の耐震性の確保)

第17条 屋外に広告板、自動販売機等の工作物を設置し、又は設置しようとする者は、当該工作物が地震により落下し、転倒すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資等の輸送を阻害するがないようにするため、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講するとともに、当該工作物を定期的に点検し、その耐震性を維持するよう努めなければならない。

第5章 帰宅困難者等に対する支援等

(帰宅困難者等に対する支援)

第18条 県は、市町村その他地震防災に係る関係機関と連携し、東海地震に係る警戒宣言が発せられ、又は地震災害が発生したことによって、長期間にわたり交通機関が停止し、又は道路における車両の通行が禁止されること等により、帰宅することが困難となり、又は旅行途中で目的地に到達することが困難となった者（次条において「帰宅困難者・滞留旅客」という。）が徒歩により円滑に帰宅し、又は避難するために必要な情報の提供、食料及び飲料水の確保その他必要な対策を講ずるものとする。

(避難者の相互協力)

第19条 避難地において避難生活を送る地域の住民及び帰宅困難者・滞留旅客は、互いに助け合い、協力して、自主的に共同生活を営むよう努めなければならない。

(災害時要援護者対策の支援)

第20条 県は、市町村等が実施する高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等で地震発生時等に特別な援護を要する者に対する避難誘導、介護支援その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

第6章 地震災害の拡大の防止等

(緊急通行車両等の通行の確保等)

第21条 県民は、地震発生時等において、災害対策基本法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、救急患者の搬送、緊急物資の輸送等に係る緊急通行車両及び高齢者、障害者、傷病者等の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めなければならない。

2 県は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合に行われる車両の通行の禁止又は制限について、あらかじめ周知させる措置を講ずるものとする。

(事前避難)

第22条 県民は、災害対策基本法その他の法令の規定に基づき市町村長等が発する避難の勧告又は指示その他地震災害に関する情報に留意し、事前に避難するよう努めるとともに、地震の発生から相当時間経過後に襲来する津波及び連続して発生する可能性のある大規模地震、余震等に備え、市町村長等が避難の勧告又は指示の解除を行までの間、避難を継続するよう努めなければならない。

(危険度判定)

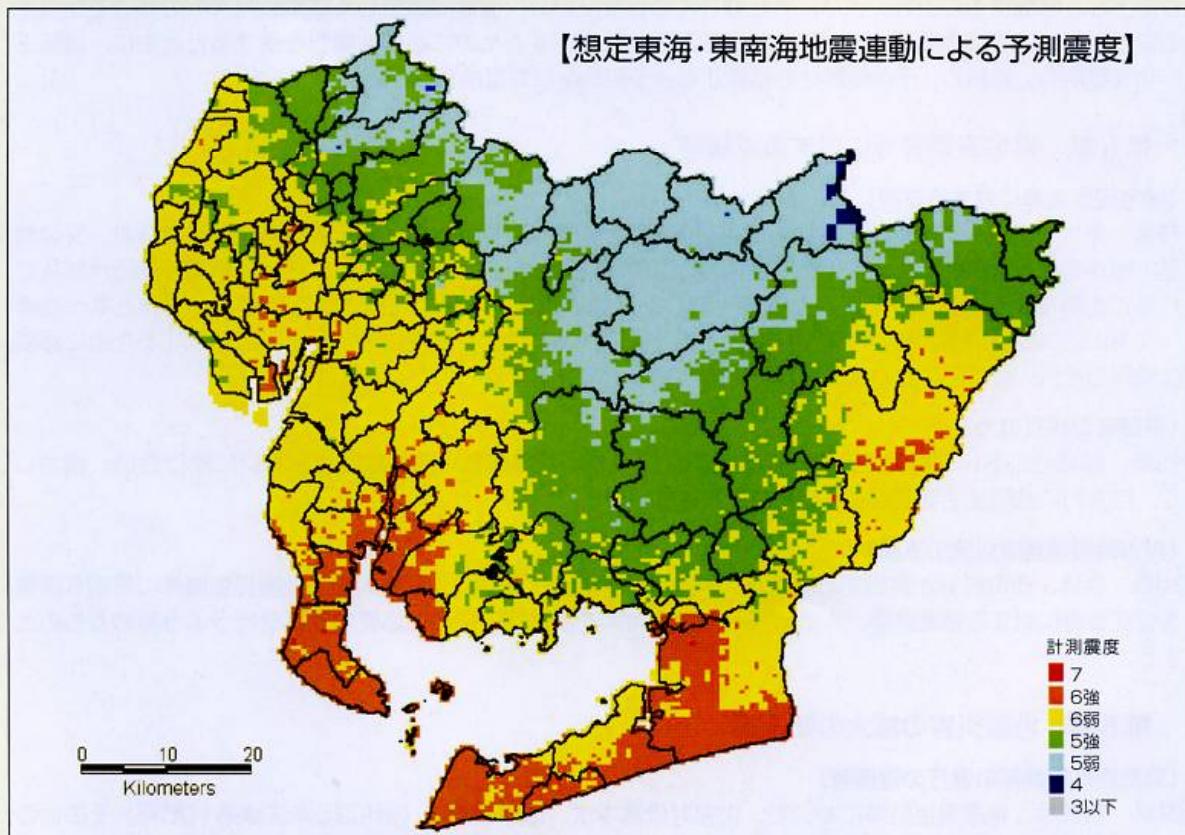
第23条 地震動により被害を受けた建築物及び宅地（以下「被災建築物等」という。）の所有者及び管理者は、当該被災建築物等が余震等により倒壊すること等により生ずる災害を防止するため市町村が実施する危険度判定（被災建築物等の危険度の応急的な判定をいう。）に協力するよう努めるとともに、その判定結果に応じ、避難し、又は応急の補強等の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に知事が地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定している地震防災の施策の実施に関する総合的な計画（あいち地震対策アクションプラン）は、第9条第1項の規定に基づき策定された行動計画とみなす。

告 示

愛知県地震防災推進条例（平成16年愛知県条例第2号）第13条第2項の規定に基づき、あいち地震防災の日を11月の第2日曜日と定める。（平成16年愛知県告示第510号）



[出典:愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書(平成15年3月)]

●この条例についてのお問い合わせは、次のところまで

愛知県防災局防災課

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-6190 (ダイヤルイン)

